

内みのわ運動公園 維持管理基本水準書（案）

君津市

既存水準書をもとに追記したもの
※赤字：既存の水準書に追記・修正したもの

目 次

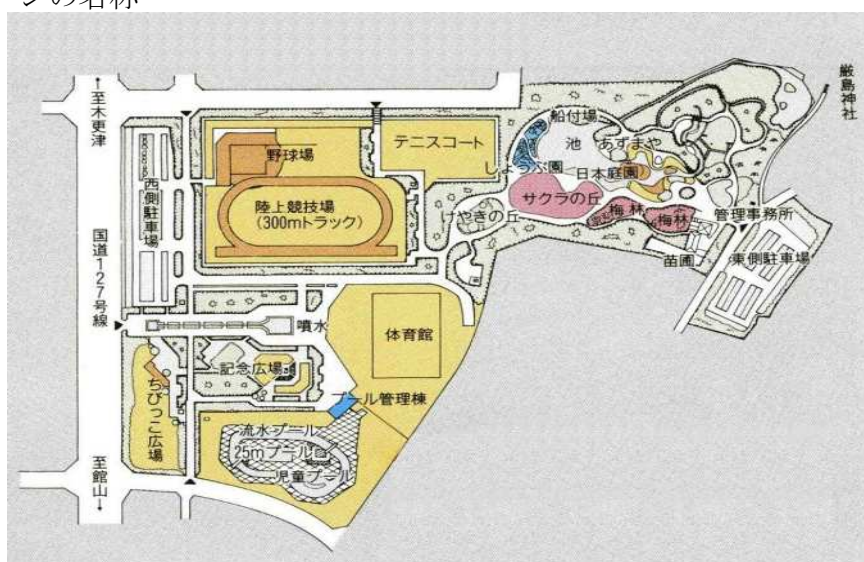
1	施設の概要	1
2	公園の特性と管理の基本的な考え方	5
3	市民体育館	9
4	管理事務所	1 1
5	トイレ	1 2
6	水遊び場・アーバンスポーツ施設	1 4
7	その他管理上の注意事項	1 5
8	標準人員配置図	1 6
9	噴水（参考）	1 7

1 施設の概要

- (1) 面積 130,000m²
- (2) 種別 運動公園
- (3) 開設年月日 1983(昭和58)年7月1日 (都市計画決定日:S.50.10.11)
- (4) 周辺の航空写真



(5) 施設ゾーンの名称



※プールについては令和2年4月に閉園

(6) 主要施設

市民体育館	4,530㎡	(建築面積)	S58.7.3	利用開始
庭球場	2,622㎡	(クレイコート 4面)	S57.4.20	開園
多目的広場	32,500㎡	(野球場 1面, 300m走路 1面)	S50.10.10	開園
日本庭園	37,500㎡		S53.4.1	開園
ちびっこ広場	6,400㎡		S51.4.1	開園
記念広場	6,300㎡		S51.4.1	開園(S57~58改修)
			健康増進施設(記念広場内)市健康づくり課占用施設(H20設置)	
東側駐車場	8,700㎡	(大型 10台, 小型 160台)	S52.4.1	開園
西側駐車場	6,300㎡	(大型 5台, 小型 204台)	S48 S52	(舗装)
噴水その他	13,848㎡		S51.4.1	開園(S57~58改修, H11改修)

(7) 利用者数の動向(季節や平休日の違いによる増減)

- ・スポーツ施設利用者が年間を通して多く、休日、平日の利用者数の差は少ない。
- ・周辺住宅からの親子連れの利用がある。

(8) 年間の有料施設利用者数及び使用料金等

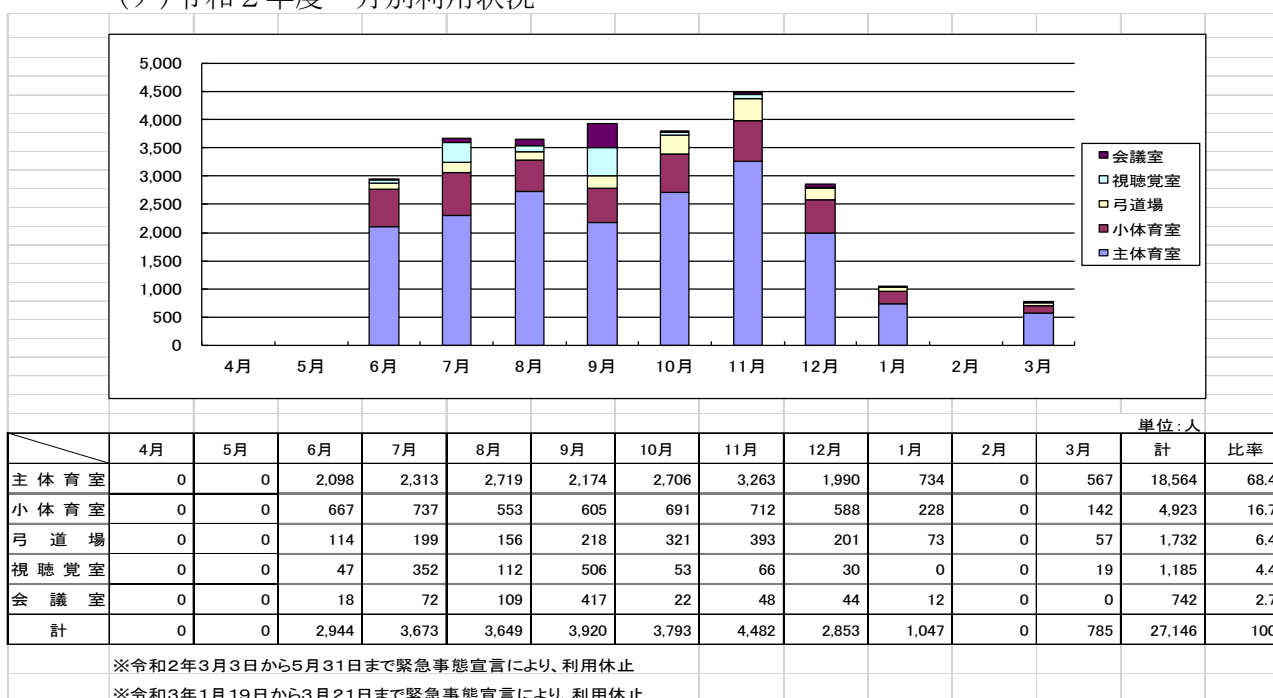
施設名		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度	
		利用者数(人)	使用料(円)	利用者数(人)	使用料(円)	利用者数(人)	使用料(円)	利用者数(人)	使用料(円)	利用者数(人)	使用料(円)
内 み の わ 運 動 公 園	市民体育館	66,845	3,679,540	66,283	4,554,350	42,479	2,408,030	57,313	3,152,740	27,146	2,175,790
	野球場	6,607	221,610	7,788	315,090	6,133	264,010	4,863	236,990	3,887	200,750
	陸上競技場	9,601	16,300	6,247	5,500	9,922	57,300	6,806	43,780	180	1,760
	庭球場	8,034	1,025,240	7,111	901,460	6,386	900,150	5,258	893,080	3,148	534,530
	卓球場	1,933	180,900	2,182	210,800	2,070	198,400	1,791	184,990	1,167	110,330
	小計	93,020	5,123,590	89,611	5,987,200	66,990	3,827,890	76,031	4,511,580	35,528	3,023,160

※利用者数については、減免使用者を含む。使用料については、減免料金を含まず(実収入)。

※市民体育館については、主体育室、小体育室、弓道場、視聴覚室、会議室の合計である。

ア 市民体育館利用状況

(ア)令和2年度 月別利用状況

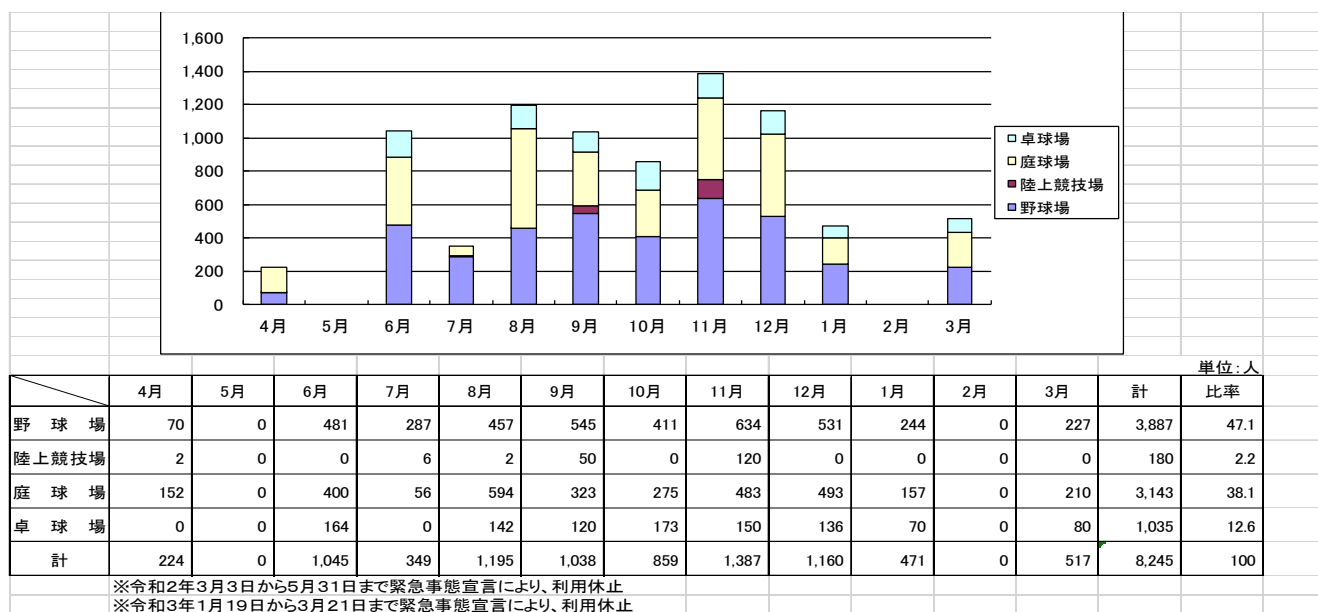


(イ)令和2年度 用途別利用状況

	バレーボール		バドミントン		卓球		バスケット		インディアカ		体操		剣道・なぎなた		弓道		柔道・空手		総会・講習会		ソフトホレー		音楽・練習		フットサル		その他		計	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	29	407	40	370	16	361	40	714	0	0	28	516	11	201	39	112	0	0	0	0	21	195	0	0	6	56	1	12	231	2,944
7月	13	205	44	401	28	738	44	832	0	0	33	507	7	123	70	199	0	0	8	240	21	197	0	0	16	154	6	77	290	3,673
8月	11	162	50	368	30	690	44	1,566	0	0	22	389	5	28	55	157	0	0	0	0	18	175	0	0	4	35	6	79	245	3,649
9月	13	236	51	389	29	678	26	711	0	0	20	213	6	50	58	246	0	0	0	0	16	145	2	100	20	239	15	913	256	3,920
10月	6	158	54	496	37	1,103	30	1,062	0	0	14	118	0	0	70	421	6	59	0	0	18	159	2	7	20	206	1	4	258	3,793
11月	5	73	51	520	28	801	36	1,994	0	0	13	96	5	39	69	613	0	0	2	9	14	121	0	0	15	188	2	28	240	4,482
12月	11	380	44	468	28	924	21	356	0	0	19	135	2	23	59	236	0	0	0	0	14	134	0	0	18	174	4	23	220	2,853
1月	0	0	30	214	18	283	21	277	0	0	12	127	0	0	25	73	0	0	0	0	5	47	0	0	1	12	2	14	114	1,047
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	3	40	19	168	5	93	14	167	0	0	9	81	2	22	21	72	0	0	0	0	4	37	1	1	6	100	0	4	84	785
計	91	1,661	383	3,394	219	5,671	276	7,679	0	0	170	2,182	38	486	466	2,129	6	59	10	249	131	1,210	5	108	106	1,164	37	1,154	1,938	27,146

イ 内みのわ運動公園体育施設利用状況

(ア) 令和2年度 月別利用状況



※卓球場（旧プール管理棟更衣室を利用）

(9) 利用者からの要望や苦情

① 周辺からの苦情

- ・落ち葉の苦情がある。
- ・公園周辺の違法駐車之苦情がある。

② その他

- ・一部利用者による公園の利用方法に関する苦情がある。
- ・全体的に排水が悪く雨天時等に苦情がある。

(10) 市民活動の有無とその内容

- ・ボランティア活動が内みのわ運動公園内で年に数回行われている。

2 公園の特性と管理の基本的な考え方

本公園は、やすらぎのある安全で快適な都市生活環境を確保するとともに、本市の文化活動及びスポーツ、散策の場として利用されている。また、災害時の避難場所として指定されている。

また、本市の基幹公園として、多目的広場(主として陸上競技、野球場として利用)・日本庭園・駐車場・管理棟・多目的体育館・テニスコートなどがある。

特に、市民体育館は、市民はもとより広く市外の人達にも利用されており、機能としては、従来の体育館の形態のほか、「カルチャーセンター」として集会にも利用できる主体育室・小体育室や、サークル活動にも利用される会議室・視聴覚室、そして、図書館を兼ねた公園施設である。

(1) 管理の基本的な考え方

スポーツ施設や園路・遊具施設などの点検・補修により、利用者の快適性・安全性の向上を図る管理を進める。

- ① 定期的作業には、点検・清掃・植物(樹木芝生・花壇など)の手入れ、塗装の塗替え・取替え・改良がある。
- ② 不定期的作業には、枯損木の撤去・植物の補植・控木の取替え・構造物の補修・増設などがある。
- ③ 臨時的作業には、異常な人出による清掃、台風・地震などの災害により復旧を要する作業、必要が生じた場合に行う植物の手入れ、構造物の補修・取替えなどがある。

植込地管理年間標準作業表

作業種目	内 容	回数	1 四半期				2 四半期				3 四半期				4 四半期				摘 要
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	
樹木手入れ	高 木 剪 定 (仕様書に定めるものは除く)	随時	←																支障枝葉剪除等 (高さ2.5mまで)
株物手入れ	低 木 剪 定	1	←																時期は、市と協議 すること
花壇手入れ	花 木 の 植 替	2	←																時期は、市と協議 すること
除 草	草丈に応じて 随時行う	随時	←																定期清掃に含む
草 刈	草丈に応じて 随時行う	4	←																
施 肥	施肥を主体に して行う	随時																	必要に応じ実施す ること
灌 水	植えた直後樹 勢の衰えた木	随時																	必要に応じ実施す ること
病虫害防除		随時	←																必要に応じ実施す ること

※花壇で利用する花木は、指定管理者の負担とする。

※植込地管理年間標準作業表の回数等は最低数量を表しており、公園利用、景観に支障がある場合随時行うこと。

(2) 維持管理作業の業務

公園施設は、きわめて多種多様にわたり、それらの施設の機能を十分発揮できるようにするためには、施設が破損を生じてから対応するのではなく、前もって対応するよう絶えず施設の巡回点検をし、施設の破損を発見した場合には、ただちに応急的な処置をする。

公園維持管理作業表

管理機能	作 業	単 位 作 業	回数等
Ⅰ 監 視	i 園地巡回（夜間も含む）	① 利用状況の把握 ② 安全指導利用者サービス ③ 不正使用の排除 ④ 事故報告・処理	随時 随時 随時 発生時
	ii 施設点検	① 破損・危険箇所の調査 ② 応急処置 ③ 植物繁茂状況の調査 ④ 雑草・汚れ等の発見	1回/月 発生時 随時 随時
	iii 委託作業監督補佐整理事務	① 日誌・連絡	随時
Ⅱ 施設維持	i 清掃・除草	① 定期的清掃除草 ② 施設全体に係る草刈 ③ 施設全体に係る低木剪定（整枝・剪定刈込み） ④ トイレ清掃 ⑤ 噴水清掃 ⑥ 側溝、池清掃	随時 4回/年 1回/年 6日/週 2回/年 6回/年
	ii 植物維持	① 樹木の季節的手入れ ② 樹木の随時手入れ（支障枝葉剪除等） ③ 施 肥 ④ 灌 水 ⑤ 病虫害防除 ⑥ 病虫害防除（突発多発生の場合） ⑦ 控木補修 ⑧ 支障木・虫付木の処理 ⑨ 枯損木除去 ⑩ 補 植 ⑪ ラベル取付け ⑫ 寄贈木の受入れ	適 時
	iii 施設補修	① 遊具等の補修 ② ベンチ・屑籠等の補修 ③ 園灯・水栓等設備の補修 ④ 園路広場の補修 ⑤ 臨時柵・立札 ⑥ 建物の補修 ⑦ 給排水系統の点検・補修 ⑧ 池水の調節 ⑨ 塗 装 ⑩ 金網・防虫網の補修 ⑪ シェルター・砂場の補修 ⑫ 小規模な工作・修理	適 時
	iv 多目的広場 （野球場及び陸上競技場）	① 各施設の維持 ② 管理運営	適 時
	v 庭球場	① 各施設の維持 ② 管理運営	適 時

※公園維持管理作業表の回数等は最低数量を表しており、公園利用、景観に支障がある場合随時行うこと。

(3) 安全対策業務

① 災害対策

I 災害前対策

災害前対策としては、状況把握・防災及び復旧作業を適切に推進するため、災害対策体制を確立し、組織分担を事前に明確にしておく必要がある。

II 応急対策

気象予警報・情報並びに防災上の注意事項は、ラジオ・テレビなどをよく聴視し、その内容に応じた対策を立てる必要がある。

② 事故対策

公園施設の安全性の確保は当然であるが、事故が発生したときは、速やかに事故処理と事故報告を行う必要がある。

事故報告 I 事故発生の日時・場所

II 事故状況・原因

III 被害者との話合いの状況等

事故現場においては、事故発生に関する責任について法律上の争いが生じるおそれもあるため、現場写真の撮影・目撃者の事情聴取を行い、事故調書・報告書を作成しておく必要がある。

③ 利用促進のための催物の対策

大規模な催物の場合は、開催当日の事故防止や環境衛生について、次のような対策が必要とされる。

I 事故・混乱等の防止対策

i 交通機関の確保(臨時バス・駐車場の確保)

ii 周辺交通の整理(警察署への依頼)

iii 利用者の誘導(動線計画、整理・誘導作業)

iv 連絡体制(無線、仮設電話等による通常及び緊急体制)

v 救護所の設置(医師の手配等)

II 環境衛生対策

i 飲料水の確保

ii 臨時売店の設置

iii 仮設トイレの設置

iv ゴミ箱の設置・ゴミ袋の配布

v 日照による参加者への影響

vi 音量等の調整

vii 周辺住民の理解・協力

(4) 利用管理業務

維持管理により施設を適正な利用状態にしておくだけでは十分でなく、利用者のためのさまざまな便宜を図る必要があり、利用者間のトラブル等を除去し、利用の機会を与え、利用方法等の指導を行い、利用者のニーズを把握するなどの利用者への対応が重要となる。

また、都市公園の保存という観点から、利用者の理解を深め、利用者の行為を規制するなどの利用者対応が必要であり、財産としての管理という観点においても適正な利用が行われるよう指導監督するとともに利用者対応が必要となる。

このような利用者との対応に関する業務を特に利用管理という。

利用管理業務は、次のようなものがある。

I 利用案内・広報・広告

II 利用調査・公聴

III 利用指導

IV 催物

V 利用者の組織化

① 利用案内・広報・広告

利用案内・広報・広告の目的は、公園の意義・管理の方針等行政PRとして公園への理解を求めることであり、直接的には、公の施設として住民の利用に供するための基本的情報を提供し施設の有効利用・利用増進を図ることである。

したがって、公園の利用機会を広く公平に提供して、誰もがいつでも利用できるよう、公園の存在・施設内容・利用手続・交通機関・催物の予定等の案内を行ったり、園内での活動が快適になされるよう、遊び方や楽しみ方に関する情報提供を行って利用者の満足度を高めるものである。さらには、利用上の注意・安全や快適利用のための誘導規制・工事等による利用閉鎖などの管理上必要な情報を提供するなど利用コントロールの機能を有す。

利用案内・広報・広告の方法としては、直接利用者との対面する案内窓口や電話による案内のほか、自主的に機関紙やポスター、パンフレットを作成して配布する方法などがある。

② 利用調査・公聴

公園や公園利用をさらに充実したものとしていくためには、公園に対する意義や意見を管理の情報として積極的に取り入れ、これを維持管理や利用管理に反映させるとともに、公園計画や設計にフィードバックさせることが重要である。

そのための方法として、要望・苦情の直接受付のほか、意見箱の設置、アンケート調査の実施、住民組織・利用者団体等との連絡協議、運営委員会の設置等が考えられる。

③ 利用指導

安全で快適な利用環境を保つために、さまざまなニーズに即した公園の有効利用を促すための利用指導を行う必要がある。

I 条例その他により禁止されている行為の禁止及び注意

植物の採取、公園の損傷・汚損、立入禁止区域、広告物の表示、火の使用等

II 危険行為の禁止及び注意

遊具からの飛び降り、有料公園施設以外でのゴルフ・野球・サッカー等

III 特殊な施設又は危険を伴う施設の正しい利用方法等の指導

水面利用施設(池・噴水周辺等)

IV 利用案内

施設の有無・紹介、公園内のルート等

(5) 法令に基づく管理 ・ ・ ・ 各設備ごとにより、年間 適時

公園の秩序維持のために一般的に禁止又は制限されている公園の使用を一定の出願に基づいて制限を許容する許可使用と特定人に対し排他・独占的な公園使用を付与する特許使用がある。(公園内行為許可申請、公園内設置及び管理許可申請)

このような特別使用に対して、公園の保全・一般利用者への影響その他を考慮し、許可条件に違反しないよう指導監督がある。

また、設備に関しては、安全上・防災上・衛生上の設置、管理基準等が法令に定められているものが多く、それに基づいた管理を行う必要がある。

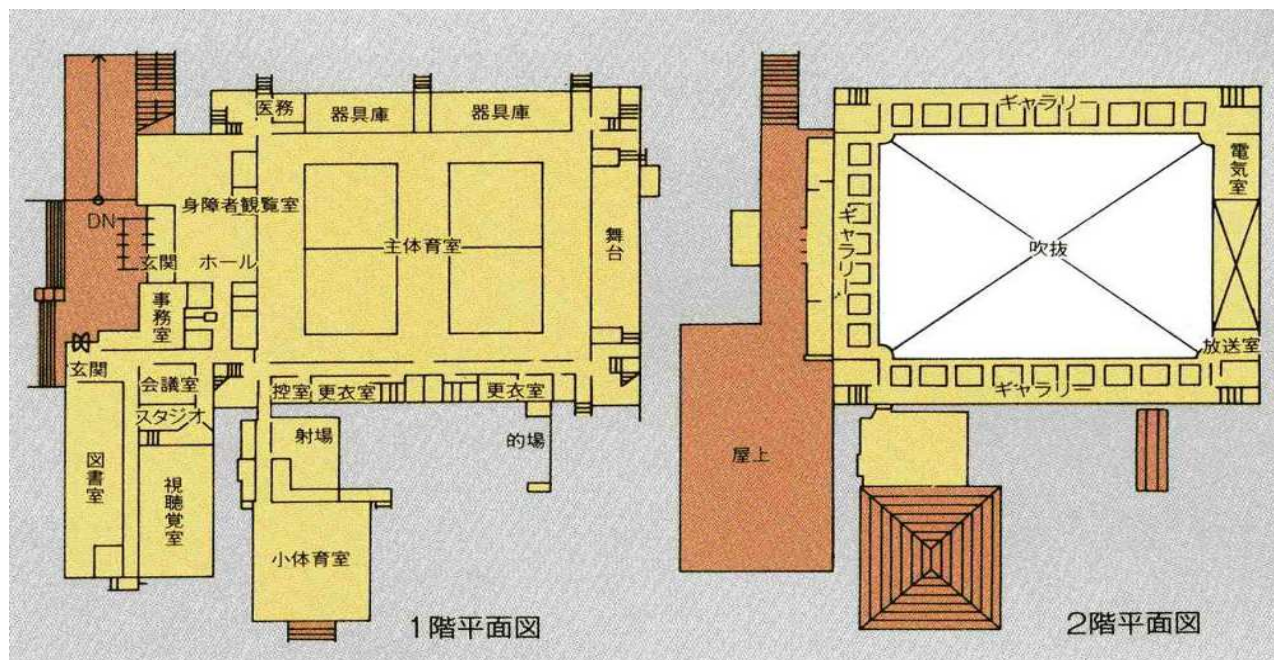
① 給水設備

② 排水設備、処理施設

③ 電気設備 など

このような設備に関しては、各種の点検・検査や測定・記録が必要となり、その場合のチェックリストなどを作成し、確認と立会が必要となる。

3 市民体育館



① 各室面積表

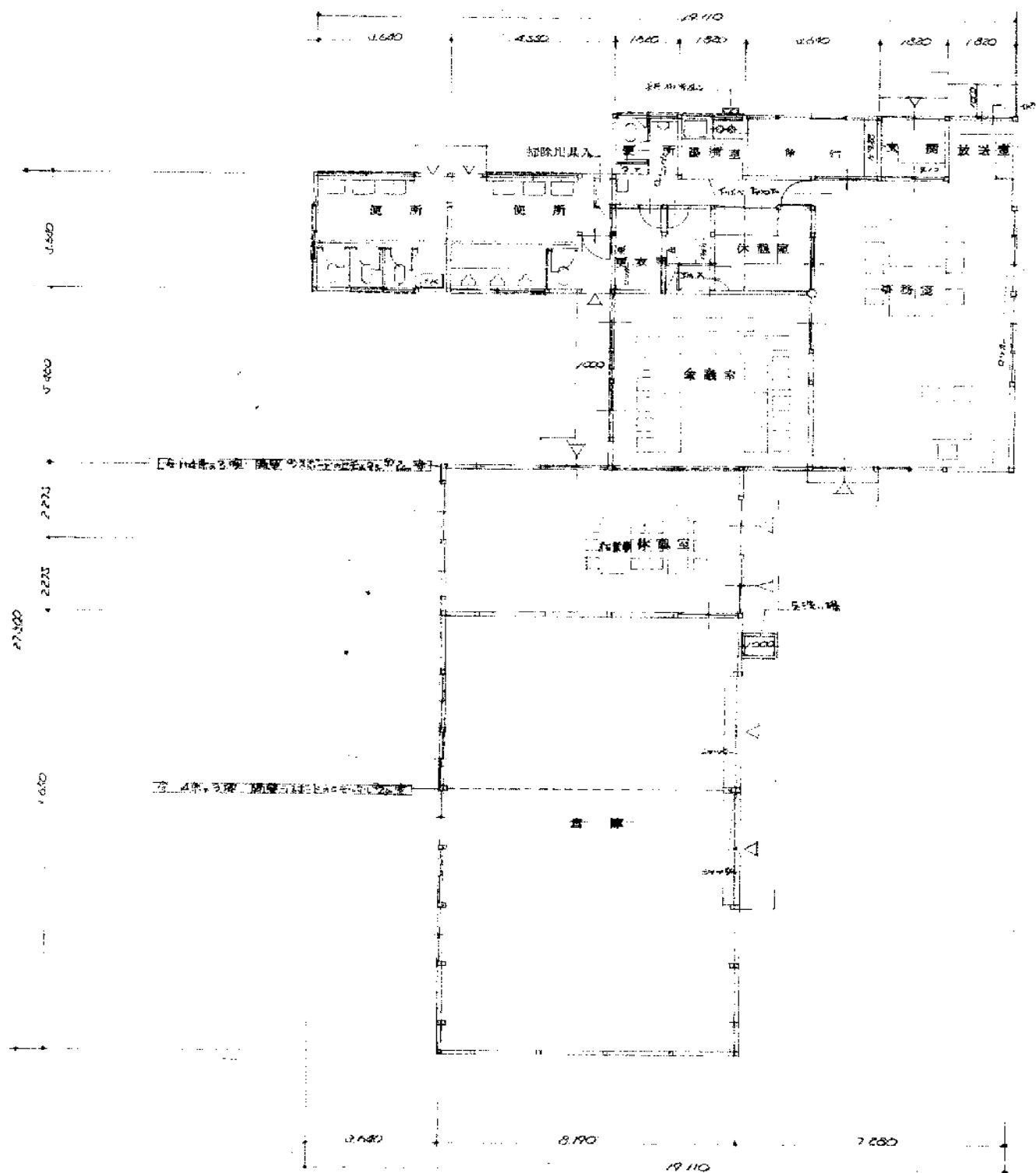
階	室 名	床面積(㎡)	収容人数等	摘 要
1	ホールA	343.65		
	ホールB	52.99		
	図 書 室	220.00	座席数 49席	図書館で管理運営
	会 議 室	45.05	座席数 30席	
	視聴覚室	196.00	座席数132席	
	映 写 室	25.52		
	湯 沸 室	4.02		
	事 務 室	79.92		
	身障者観覧室	13.19	車イス 4	
	医 務 室	17.58		
	器 具 A	82.37		
	器 具 B	108.01		
	主体育室	1,590.04	折りたたみ椅子 1,844脚	
	演 壇	152.82		
	スタジオ(倉庫)	29.59		
	休 憩 室	10.30		
	男子控室	19.90		
	女子控室	17.87		
	男子更衣室	35.50	ロッカー数 130	
	女子更衣室	27.16	ロッカー数 90	
	男子シャワー室	9.15		
	女子シャワー室	6.53		
	身障者便所1	6.56	洗面 1, 便器 1	
	身障者便所2	5.64	洗面 1, 便器 1	
	男子便所A	12.30	小便器5, 大便器3	
	女子便所A	11.40	便器 5, 汚物流1	
	男子洗面室A	6.36	洗面器数 3	
	女子洗面室A	6.36	洗面器数 3	
	男子洗面室B	6.10	洗面器数 3	
	女子洗面室B	7.42	洗面器数 4	

階	室 名	床面積(㎡)	収容人数等	摘 要
1	男子便所B	9.90	洗面器 2, 小 3, 大 2, 汚 1	
	女子便所B	9.90	洗面器 3, 便器 2, 汚 1	
	男子便所C	5.62	洗面器 1, 小 1, 大 1	
	女子便所C	9.58	洗面器 1, 便器 1, 汚 1	
	機械室(1, 2, 3, 4)	95.54		
	倉庫(1, 2, 3, 4, 5, 6)	112.61		
	ボイラー室	6.77		
	プロパン庫	9.24		
	弓 道 場	122.67		
	射 場	85.77		
	的 場	32.40		
	看 的	4.50		
	小体育室	277.65		
	そ の 他	431.48		
	1 階 床 面 積	4,240.26		
2	ホールC	64.68		
	男子便所D	22.77	洗面器 2, 小 8, 大 2, 汚 1	
	女子便所D	22.77	洗面器 7, 便器 5	
	電 気 室	64.58		
	放 送 室	33.46		
	ギャラリー(A, B, C)	784.59	座席数 8 2 4 人	
	ファンルーム(1, 2, 3, 4)	95.84		
	そ の 他	76.22		
	2 階 床 面 積	1,164.91		
	延 床 面 積	5,405.17		

4 管理事務所

(1) 施設の概要

管理事務所 構造：木造コロニアル葺1階建(一部長尺カラー鉄板瓦棒葺)
 建築面積 327.57㎡ 延面積 298.11㎡
 事務室・玄関・休憩室・更衣室(男)・更衣室(女)・便所・湯沸室・
 会議室・便所(男)・便所(女)・倉庫・作業員控室



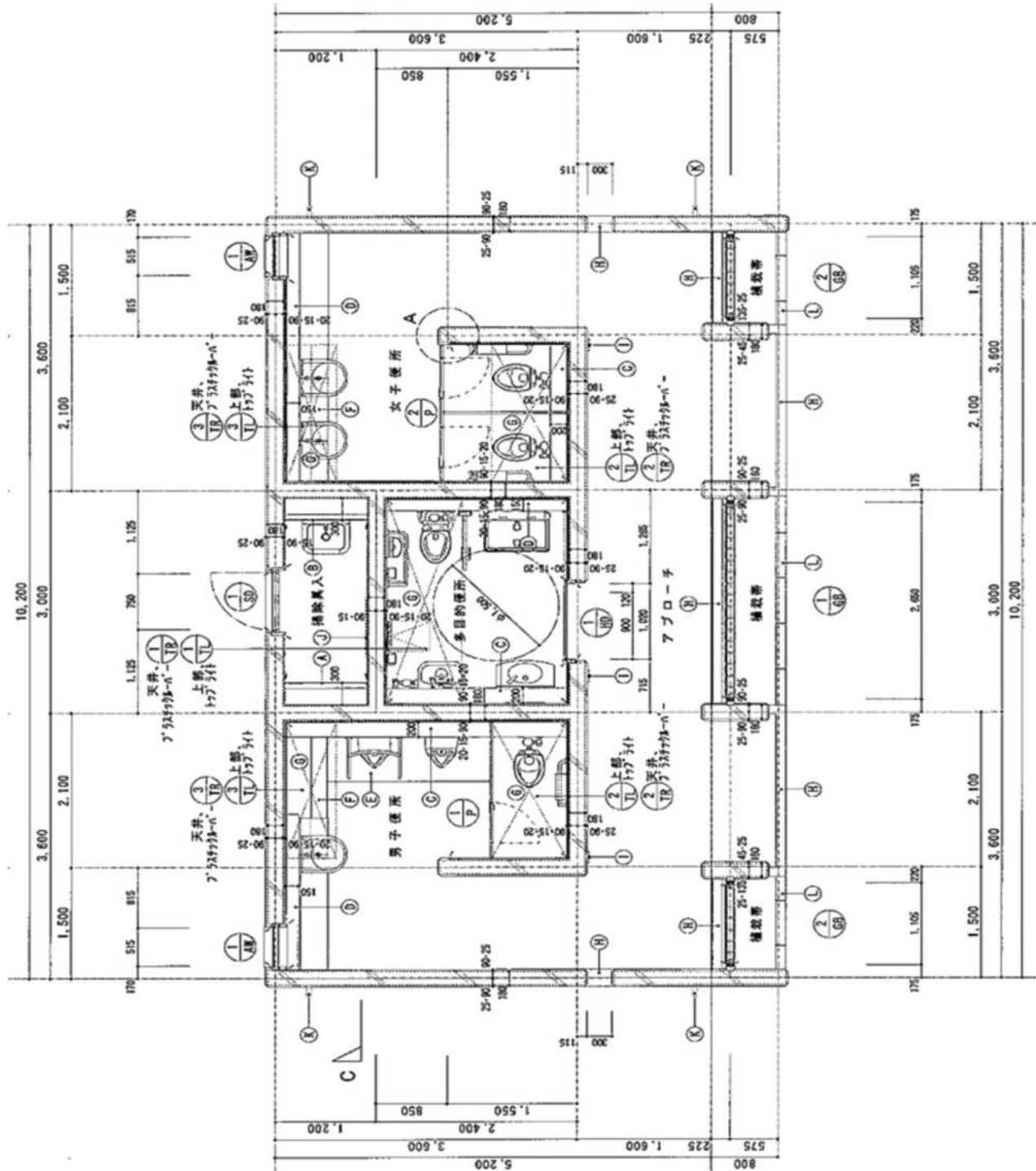
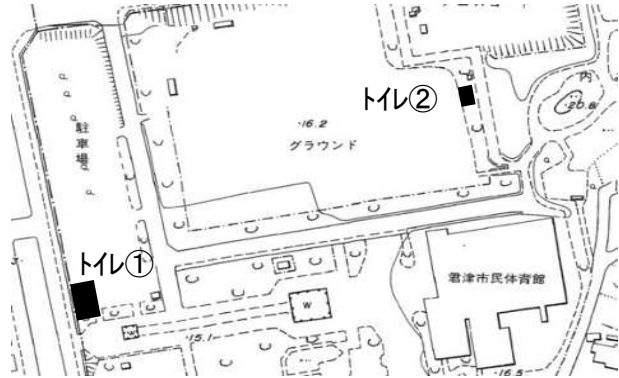
5 トイレ

(1) 施設の概要

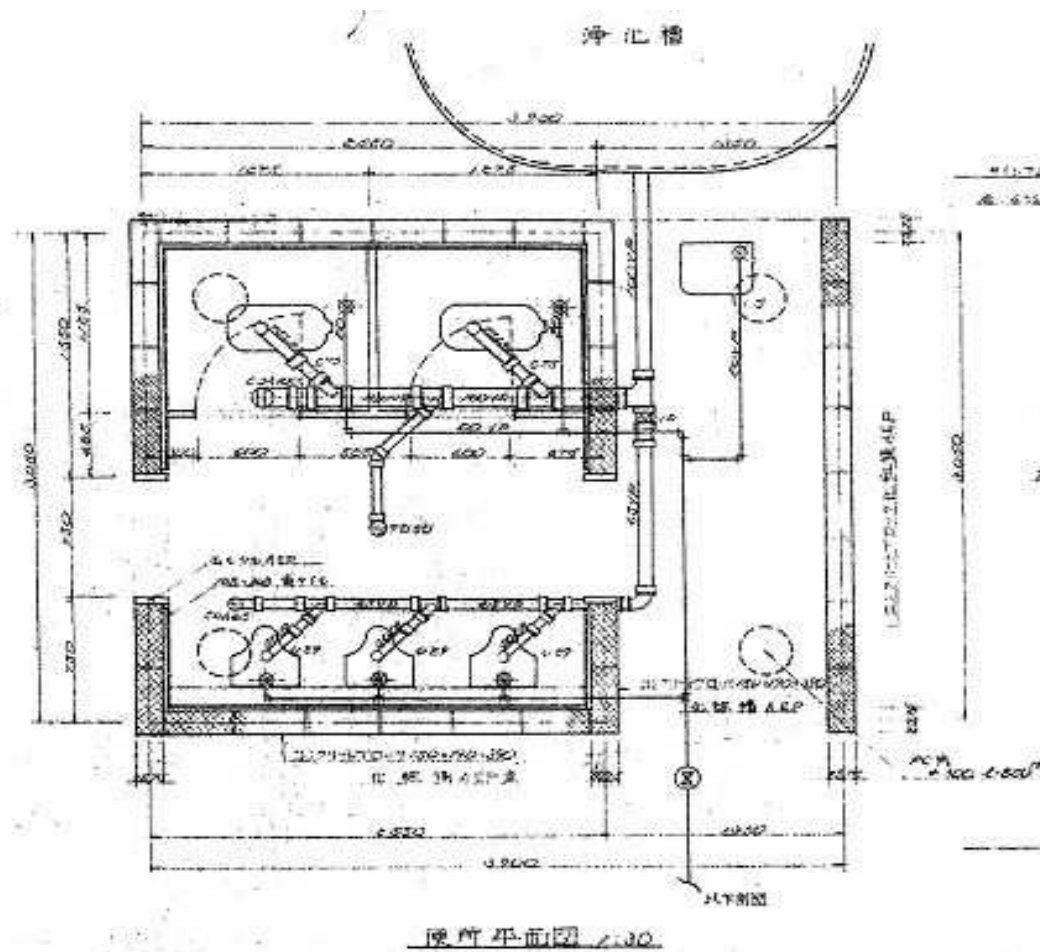
トイレ①
(西側駐車場内)

構造：RC造
 建築面積 62.37㎡
 延面積 55.33㎡
 便所(男)・便所(女)・
 多目的便所・掃除具入れ・
 アプローチ

位置図



トイレ② 構造：RC造
 (多目的広場隣) 建築面積 11.89㎡ 延面積 9.6㎡
 供用便所



6 水遊び場・アーバンスポーツ施設

(1) 水遊び場

- ・安全に水遊びができるよう、適切な水質管理及び維持管理をすること。
- ・1日1回以上点検を行い、利用者の怪我や事故の防止に努めること。
- ・気温条件等を考慮し、夏休み期間中（7月中旬～8月末）を基本として、水遊び場として運営すること

(2) スケートパーク

- ・受付員及び監視員として、営業時間中、常時1名以上の職員を配置すること。
- ・利用者に競技用ヘルメットの装着を義務付けること。
- ・1日1回以上点検を行い、利用者の怪我や事故の防止に努めること。
- ・コースの損壊、ひび割れ、剥離等により安全に利用できない可能性がある場合は直ちに補修を行うこと。
- ・補修に要する期間が長期間にわたる場合は、施設の営業を休止し、安全に利用できる状態が確保できてから営業を再開すること。
- ・夜間利用を想定した照明設備を設置する場合は、夜間営業時も安全に競技が行えるよう適切な管理を行うこと。

(3) 3×3コート

- ・1日1回以上点検を行い、利用者の怪我や事故の防止に努めること。
- ・定期的にゴールの点検を行い、必要に応じてゴールネット等の消耗品の交換をすること。
- ・設備の損傷がみられた場合には、利用中止措置など適切な措置を講じること

7 その他管理上の注意事項

(1) 野球場・陸上競技場

多目的広場（改修前）は水はけが悪いため、雨天後の使用許可にあたっては現地をよく確認し決定する

(2) 庭球場

雨天後の使用許可にあたっては現地をよく確認し決定すること。

(3) 卓球場 ※プール管理等施設は廃止、提案する場合は、以下の基準とする。

- ~~卓球場は、旧プール管理棟更衣室を利用している。~~定期的に施設内の清掃を行うこと。

(4) トイレ

- 利用者に不快を与えないよう清潔に保つこと。
- 西側トイレには、非常用サイレンが設置されている。通報があった場合は、管理マニュアル（指定管理者が作成する）に基づき対応すること。

(5) 管理事務所

- 体育館建設前は、公園施設管理棟として利用していたが、現在は作業員待機所及び維持管理備品等の倉庫として利用している。

(6) ちびっこ広場

- 広場内には、滑り台等の遊具が設置されている。定期的に遊具点検を実施すること。

(7) 日本庭園及び鐘ヶ淵周辺

- 日本庭園の中低木は定期的に剪定及び清掃、草刈を実施し景観に配慮すること。
- 菖蒲園については、株分け、植え替えを行い適正に維持管理をすること。

(8) 噴水

- 適正に維持管理を行うこと。

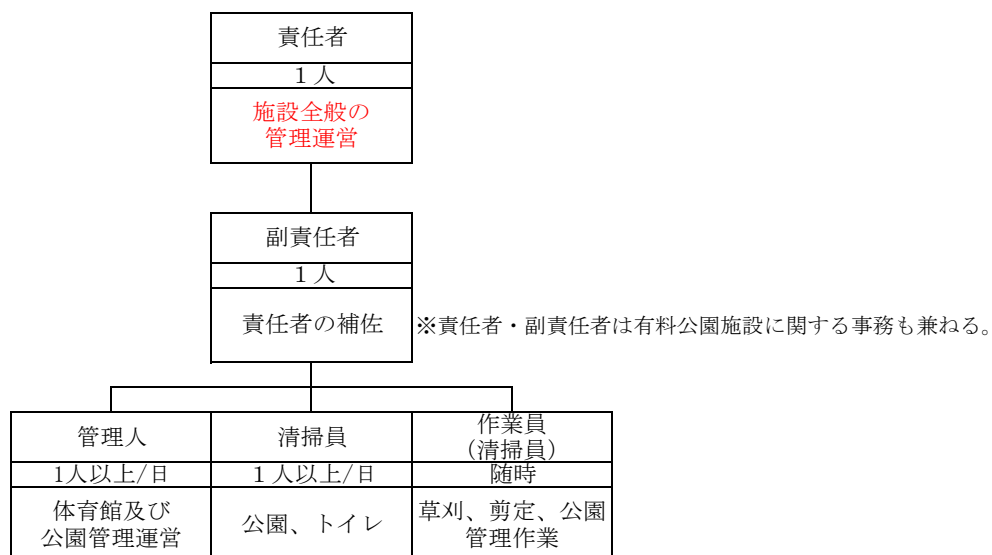
(9) 駐車場

- 東側、西側及び体育館周辺駐車場において常に目的外使用（放置自動車等）について監視し、把握するとともに利用者等に注意を促すこと。

(10) その他

- 当公園及び緑地は君津市地域防災計画において、指定緊急避難場所等として指定されています。災害発生時には指定緊急避難場所等としての準備や開設等、必要な協力を行うこと。
- 有料公園施設の休館日及び開館時間以外の君津市主催行事等が行われる場合、協力すること。（例 選挙における開票事務（内容によっては翌日まで）、ニューイヤーマラソン大会等）
- 井戸（運動公園東側）は以前かずさ水道広域連合企業団の給水施設であったが、現在は公園施設
- 曝気装置は東芝コンポーネンツ㈱の所有物である。
- 井戸（運動公園西側）はかずさ水道広域連合企業団の給水施設であるが、現在休止中である。
- 運動公園内は定期的に施設の巡回パトロールを実施すること。詳細については、管理マニュアル（指定管理者が作成する）に基づくものとする。
- 園内で地元自治会やボランティア等が清掃や剪定等を実施した場合の片づけを行うものとする。
- **維持管理及び巡回パトロール等で使用する運搬車両、管理車両及び機械器具等については、指定管理者で用意すること。**
- 運動その他の理由により負傷等に対応するため応急処置ができるよう医薬品等用意すること。
- 公園内で発生したごみ等（草・剪定枝含む）は適正な処分場で処理すること。
 - 指定管理期間中に施設の大規模改修工事が行われる場合、協定内容等の変更に関する協議を行うこととする。

8 標準人員配置図



注1) 人員配置図は8時30分～17時15分における配置とする。

注2) 17時15分以降は管理人2名を基本とし、利用状況に応じて増員すること。

[参考] 噴 水 (休止中)

(1) 施設の概要

上池 W 18.00m × L 20.00m 下池 W 9.00m × L 9.00m 流水延長 L = 95.00m
(池の中心から中心まで)

設 置・補修 S 5 1. 4. 1 開園(H 1 1 年改修)
ろ過装置 C-9 型 サンライト池ろ過機(φ1210mm H=1425mm)
処理水量: 50 m³/hr 1,200 m³/日
ろ過速度: 43.5 m/hr 1,044 m³/日
密閉式円筒型、循環ポンプ(5.5kw)
次亜貯留槽 (φ1106mm H=1425mm) ポリタンク 1.0 m³

